

第4章

基本計画

基本目標 1 健康づくり・保健対策の推進

主要課題(1) 健康日本21・川越市計画の推進

◆ 現状と課題

近年、わが国は、医学・医療の進歩や生活水準の向上により、死因の主要な位置を占めていた感染症等の急性疾患が減少し、現在では、男女とも世界有数の長寿国となっています。

しかしその一方で、急速な人口の高齢化と食生活の変化や運動不足などのライフスタイルの変化とともに、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加してきました。さらに、これに起因して寝たきりなどの要介護者も増加しており、深刻な社会問題となっています。こうした傾向は、本市においても同様となっています。

このため、市民一人ひとりが病気や寝たきりにならないよう、日ごろから健康づくりを実践し、健康で明るく活力に満ちた社会を実現するために、生活習慣を改善して健康を増進し、発病を予防する一次予防(*1)を重視する対策を推進し、壮年期の死亡の減少や健康寿命(*2)の延伸を図ることが重要となっています。

◆ 今後の取り組み

平成12年に国が示した「21世紀における国民健康づくり運動」(健康日本21)の趣旨に基づき、平成17年3月に策定された健康日本21・川越市計画「川越みんなの健康プラン」により、市民、関係団体、行政が役割を分担し、連携協力をしながら市民の健康づくりを推進します。

一次予防(*1)…病気になるように、ふだんから健康増進に努めること。病気の原因になるものを予防・改善すること。

健康寿命(*2)…健康で明るく元気に生活し、豊かで満足できる生涯、つまり寝たきりなどにならない状態で生活できる期間のこと。

〔基本的視点〕

計画を推進し市民の健康づくりを実現するため、3つの基本的視点を設定しました。

- ・ 基本的視点1 一次予防を重視した健康づくり
- ・ 基本的視点2 市民の健康づくりを支える環境づくり
- ・ 基本的視点3 目標を持った健康づくり

この基本的視点に立ち、7つの分野で健康目標を設定し、施策を推進します。特に、多くの生活習慣病と関係が深い「栄養・食生活」、生活習慣病の発生を予防する効果がある「身体活動・運動」、食物のそしゃく、食事や会話を楽しむ等による生活の質の確保の基礎となる「歯の健康」の3分野を、重点分野と位置付けています。

施策1	栄養・食生活
-----	--------

		平成16年度	⇒	平成26年度
目標値	・ 適正体重でない人の割合	31.1%		28.0%以下
	・ 朝食の欠食率	13.8%		10.0%以下
	・ 主食、主菜、副菜がそろっていない人の割合	36.6%		32.0%以下

施策2	身体活動・運動
-----	---------

目標値	・ 意識的に身体を動かしている人の割合	57.1%	⇒	62.0%以上
	・ 地域行事や趣味の会への参加状況	23.2%		28.0%以上
	・ 運動習慣者の割合	28.0%		33.0%以上

施策3 歯の健康

- 目標値
- ・ 定期的な歯科健診の受診者の割合
29.2% ⇒ 35.0%以上
 - ・ 80歳代で20歯以上、60歳代で24歯以上の自分の歯を有する人の割合〔80歳代〕16.7% ⇒ 20.0%以上
〔60歳代〕54.1% ⇒ 60.0%以上
 - ・ 川越市成人歯科健診判定区分の結果において要医療判定者の割合
85.3% ⇒ 75.0%以下

施策4 休 養

- 目標値
- ・ 楽しみやいきがいを持っている人の割合
70.9% ⇒ 80.0%以上
 - ・ 朝、気持ちよく起きられる人の割合
〔40歳未満〕48.2% ⇒ 80.0%以上
 - ・ 仕事をしている時と自由時間とで気持ちの切り替えができていている人の割合
60.0% ⇒ 80.0%以上
 - ・ 不安や悩みなどを身近に相談できる人が1人以上いる人の割合
現状値なし ⇒ 100.0%
 - ・ ボランティア活動参加率
20.6% ⇒ 50.0%以上

施策5 アルコール

- 目標値
- ・ 平均1日当たり3合以上飲む人の割合
5.8% ⇒ 5.0%以下
 - ・ 毎日飲酒する人の割合
22.4% ⇒ 19.0%以下
 - ・ 未成年で飲酒を経験している人の割合
60.4% ⇒ 0.0%以下
 - ・ 節度ある適度な飲酒量を知っている人の割合
1日当たり1合未満
29.5% ⇒ 100.0%

施策6 たばこ

- 目標値
- ・喫煙者への健康影響の認識

肺がん	74.3%	⇒	100.0%
妊娠への影響	67.0%	⇒	100.0%
気管支炎	53.4%	⇒	80.0%
ぜんそく	50.6%	⇒	80.0%
心臓病	38.1%	⇒	80.0%
 - ・未成年者で喫煙を経験している人の割合

	17.7%	⇒	0.0%
--	-------	---	------
 - ・職場や公共の場での禁煙を推進し、分煙を徹底します

施策7 糖尿病、循環器病、がん

- 目標値
- ・糖尿病有病者の増加率を減らします
 - ・高脂血症を減らします〔男性〕 11.5% ⇒ 5.2%以下
〔女性〕 18.2% ⇒ 8.7%以下
 - ・高血圧を改善します
 - ・基本健康診査受診率を増やします
 - ・がん検診受診率を増やします
 - ・栄養・食生活を充実させます
 - ・身体活動・運動を普及させます
 - ・飲酒対策を充実させます
 - ・たばこ対策を充実させます

主要課題(2) 母子保健の推進

母子保健の推進については、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法の趣旨を受けて策定された、川越市次世代育成支援対策行動計画「かわごえ子育てプラン」(*)に基づき、母子保健及び関連する分野の施策を推進していきます。

◆ 現状と課題

少子化が急速に進行する中、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備が大切です。子どもと親が、心身ともに健康に過ごせるということは、子育てをしていくうえで最も基本的なことです。

妊娠中から子育てに良いイメージを持ち、出産後の育児に喜び・楽しみを見いだせるよう、妊娠・出産期の親の不安や負担を受け止め、支援することが、子どもの健やかな成長のために必要です。

本市では、子どもと親の健康の確保のために、各種健（検）診や訪問指導、健康相談等を実施しています。

近年、食生活の乱れが、子どもの心身の成長に悪影響を与えていることが懸念されています。子どもと親に対し、発育発達段階に応じた食に関する学習の機会、情報発信活動等「食育」の推進が求められています。

また、次代の親となる思春期の子どもたちが、心身ともに健康に育つよう保健対策の充実とともに、要望の多い小児医療の充実も求められています。

さらに、社会的に問題化している児童虐待の防止対策の充実や、障害のある子どもやさまざまな支援を必要とする子どもに対する支援の充実も必要です。

川越市次世代育成支援対策行動計画「かわごえ子育てプラン」(*)…計画期間は平成17年度～平成21年度（前期）。

◆ 今後の取り組み

川越市次世代育成支援対策行動計画「かわごえ子育てプラン」に基づいて、母子保健及び関連する6つの分野の施策を推進します。

施策1 1-(1) 子どもと親の健康の確保・増進

安心して妊娠・出産できるよう支援するとともに、乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう各種健診や訪問指導、健康相談の実施により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

施策2 1-(2) 「食育」の推進

子どもが生涯にわたり健康に過ごせるよう、成長段階に応じた食に関する指導を充実するとともに、情報発信活動や地域における「食育」の推進に努めます。

施策3 1-(3) 思春期保健対策の充実

子どもたちが自らの健康を害することのないよう、薬物乱用防止教育に取り組むとともに、母性・父性を育てる体験学習や、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。

施策4 1-(4) 小児医療の充実

子どもの急な病気等に対応できるよう小児救急医療や休日急患・小児夜間診療の充実に努めるとともに、障害のある子どもや特定疾患の子ども等に対する医療給付の充実に努めます。

施策5 6－(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護のための体制を整備するため、育児家庭支援事業、児童虐待防止ネットワーク会議等により児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、再発予防のため、相談体制の充実に努めます。

施策6 6－(3) 障害児施策の充実

障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取り組みや、各種相談体制等の充実等障害児施策の充実に努めます。

主要課題(3) 成人・高齢者保健の推進

成人・高齢者保健については、平成15年3月に策定された川越市高齢者保健福祉計画・第2期川越市介護保険事業計画「すこやかプラン・川越」(*)に基づき、高齢者保健に関する分野の施策を推進していきます。

◆ 現状と課題

わが国では、平均寿命の伸びとともに、人生における高齢期の占める割合が、ますます大きくなってきています。高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、生涯にわたり健康でいきいきとした生活が送れるよう健康づくりについて支援していくことが大切です。

このため、本市においても、成人・高齢者の健康の保持増進を図るためのさまざまな施策に取り組んでいます。

成人・高齢者の疾病の早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣病の改善や健康増進意識の向上のため、各種健康診査を実施しています。受診者は年々増加していますが、今後は、さらなる受診率の向上を図る必要があります。

また、健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自ら守る」という自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図るための健康教育を実施しています。今後は、さらに若年層を対象に、生活習慣病の予防や寝たきりにならないための取り組みを重視する必要があります。

健康相談については、心身の健康に関する個別の相談により、必要な指導や助言を通じた健康管理への支援が求められています。健康教育と同様に、生活習慣病への取り組みを重視する必要があります。

訪問指導は、生活習慣病対策や介護予防の観点から、他の保健事業と有機的な連携を図りながら展開していくことが求められています。

脳卒中の後遺症等で心身機能が低下している高齢者に対し、機能

川越市高齢者保健福祉計画・第2期川越市介護保険事業計画「すこやかプラン・川越」(*)… 計画期間は平成15年度から平成19年度。ただし、現在、第3期の介護保険事業計画を策定中のため、新たな計画が策定された場合は、その計画による。

の維持と日常生活の自立の援助を目的として、機能訓練を実施しています。今後は、さらに要介護状態への移行の予防と自立促進のための事業の推進が必要です。

◆ 今後の取り組み

川越市高齢者保健福祉計画・第2期川越市介護保険事業計画「すこやかプラン・川越」に基づいて、高齢者保健に関する5つの分野の施策を推進します。

施策1 1・1 健康の保持・増進

健康の保持・増進のためには、適度な量の食事・運動・睡眠・飲酒・喫煙、及び精神面にわたるさまざまな行動を日々の生活の中で心がけ、実行することが必要です。

また、健全な生活習慣を確立するために、適切な情報の提供と相談支援体制を充実していきます。

施策2 1・2 疾病の早期発見・早期治療

市民自らが健康の保持増進を進めるために、各種健康診査を定期的に受けたり、治療が必要となった場合には早期に医療機関等で受診することは大切なことです。

このためには、総合保健センターや市内委託医療機関において実施される各種健康診査を市民が積極的に利用するとともに、その結果を日常的な健康管理に生かせるよう、魅力ある健康診査としていくことが求められます。

施策3 1・3 健康づくりの機会の拡充

市民一人ひとりが、それぞれに合った方法で健康づくりに取り組み、健康づくりを生活習慣の一部として定着させ、健康的なライフスタイルの確立を図るための機会を拡充していくよう努めます。

施策4 1・4 健康づくり支援基盤の整備

市民の健康づくりにかかわるさまざまな施策を整備・発展させるために、組織的・システムの基盤の充実・強化に努めます。

施策5 1・5 施設整備の充実

総合保健センターは、市民の健康の保持・増進を図る施設としての機能を担っています。今後は保健・福祉事業の展開と市民利用の利便性の向上を踏まえ、さらに充実を図っていきます。

主要課題(4) 障害者(児)保健の推進

障害者(児)保健については、平成12年3月に策定された川越市障害者計画(*)に基づき、障害者(児)保健に関する分野の施策を推進していきます。

◆ 現状と課題

高齢化の進展により、障害のある人の増加や障害の重度化、重複化の傾向が進み、新たな課題への対応が求められています。障害のある人もない人も、住み慣れた地域で自立して、社会のさまざまな分野に参画しながら、いきいきと安心して生活できることが大切です。

障害の早期発見・早期治療及び療育により、障害を軽減し、障害のある人がその可能性をできる限り伸ばせるようにしていくことが重要です。

また、障害のある人の特性や障害の程度に応じた保健・医療サービスを提供していくことが大切です。

そのためには、各種サービスの質、量の両面にわたる充実を図っていくことが求められています。

◆ 今後の取り組み

川越市障害者計画に基づいて、障害者(児)保健に関連する6つの分野の施策を推進します。

主要課題(1) 保健サービスの充実

障害を予防し、早期発見・早期治療及び療育により障害を軽減し、もてる可能性をできる限り伸ばすことが重要です。

現在、健康の保持、増進のための情報提供、各種保健事業の充実

川越市障害者計画(*) …現在、次期計画を策定中のため、新たな計画が策定された場合は、その計画による。

に努めていますが、今後は、障害者人口の増加や、障害の重度化が予想される中で、すべての人が健やかな人生を送れるよう、健康づくりの推進を図るとともに、保健サービスを一層充実させていくことが課題です。

施策1 健康づくり

- ・健康づくりの推進

施策2 健康管理知識の普及

- ・妊娠の届け出及び母子健康手帳の交付
- ・母親・両親学級の充実
- ・生活習慣病予防知識の普及・啓発

施策3 健康相談の充実

- ・乳幼児相談の充実
- ・成人健康相談の充実
- ・電話相談の充実
- ・療育相談の充実

施策4 保健指導体制の整備

- ・産婦・新生児訪問指導の充実
- ・未熟児訪問指導の充実
- ・療育指導の充実
- ・障害者の訪問指導の推進
- ・機能訓練事業の充実

施策5 健康診査体制の拡充

- ・妊婦健康診査の充実
- ・乳幼児健康診査の充実

- ・ 先天代謝異常等検査の徹底
- ・ 神経芽細胞種検査の徹底
- ・ 身体障害者健康診査事業の充実
- ・ 成人健康診査・歯科検診の充実

施策6 予防接種の推進

- ・ 予防接種の推進

主要課題(2) 医療サービスの充実

障害のある人が地域の中で、安心して生活を送るためには、適切な医療サービスを受けることが必要です。

現在、重度障害者（児）医療費公費負担制度の促進など、医療費の助成制度の充実を図るとともに、障害のある人のための診療体制の整備促進を目指しています。

今後とも、保健・医療・福祉の連携により、障害のある人が受診しやすい環境を整備していくことが課題です。

施策7 医療費助成制度の充実

- ・ 乳幼児医療費公費負担制度の促進
- ・ 重度障害者（児）医療費公費負担制度の促進
- ・ ひとり親家庭等医療費支給制度の促進

施策8 医療体制の充実

- ・ 障害者歯科診療体制の整備促進
- ・ 障害者診療体制の整備促進
- ・ 精神科デイケアの推進

主要課題(5) 精神保健の推進

◆ 現状と課題

近年、社会環境や生活環境の変化・多様化等により、個人の精神的ストレスが増大するとともに、精神的安定を得る場所としての家庭や学校、職場、地域社会等のきずなが弱まり、さまざまなこころの健康問題が生じています。

変化の激しい現代社会では、一人ひとりがさまざまな欲求不満や不安を体験しつつ、著しい不適應状態に陥ることなく、こころの健康を維持していくことは、個人の力だけでは容易ではなく、社会全体の組織的な取り組みが必要です。

こころの健康を損なった人々に対しては、早期発見・早期治療等によって精神障害の発生・増悪を防止するとともに、社会復帰を促進するための活動が必要です。

生きがいをもって生活するためには、ライフステージに応じたこころの健康づくりが重要な課題となっています。

◆ 今後の取り組み

施策1 こころの健康づくりの推進

こころの健康を取り巻く環境の変化・多様化に対応するためには、ストレス対策を含むこころの健康づくりが重要です。一人ひとりがこころの健康に関心を持ち、初期段階の相談体制の充実やこころの健康の保持増進ができるよう、知識の普及・啓発を推進します。

また、治療費の支給等による経済的支援やボランティア組織の育成、家族への支援等により、早期治療の促進を図ります。

(1) 相談支援体制の充実

	事業名	事業内容	方向性
1	精神保健相談	精神保健福祉士・保健師が、市民のこころの健康や精神保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けたアドバイスをを行います。	継続
2	精神保健専門相談	精神科医がこころの健康に関する相談を受け、問題解決に向け、方向性をアドバイスします。	拡充
3	ひきこもり相談	社会的ひきこもりについて、家族・本人の相談に応じます。 また、当事者の集まりや家族教室等の事業により、さらに充実を図ります。	拡充
4	地域生活支援センターの充実及び連携	地域において、精神保健福祉の相談に応じている地域生活支援センターと連携・協力し、地域の精神保健福祉の充実を図ります。	拡充

(2) 精神保健福祉ボランティアの育成・支援

	事業名	事業内容	方向性
1	精神保健福祉ボランティアの育成・支援	こころの健康づくりの推進のため、ボランティア育成と活動の支援を行います。	継続

(3) 普及啓発事業

	事業名	事業内容	方向性
1	市民向け講演会の開催	精神保健福祉に関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図るため、一般市民を対象に、精神保健福祉に関する講演会を開催します。	継続
2	精神障害者ガイドブック・マップの作成	精神障害者を対象に、「川越市社会資源マップ」を作成・配布し、相談時などに活用します。また、「精神障害者のしおり」を作成・配布します。	継続

	事業名	事業内容	方向性
3	家族教室の開催及び家族会への支援	精神障害者の家族に必要な知識や情報を提供したり、家族どうしの悩みを交換しあう場を提供したりするための教室を実施します。	継続
4	広報紙等による普及・啓発	広報紙の活用や健康まつり等のイベントを利用して、こころの健康づくりについての普及・啓発を図ります。	継続

(4) その他

	事業名	事業内容	方向性
1	精神保健福祉施設関係連絡会「K交流会」	生活支援サービスを提供する機関どうしの連携を図り、活動を推進するため、交流会を開催します。	継続
2	関係機関職員研修	地域保健に携わる関係職員が精神保健福祉に関する知識を深め、相談技術の向上と適切な連携を図ります。	継続

施策2 社会復帰の促進

精神障害者の社会復帰を促進し、地域における生活支援を充実させるためには、身近で利用頻度の高いサービスの提供が重要です。

本市では、精神障害者居宅介護事業や短期入所事業、精神保健福祉に関する相談・支援事業を実施しています。

障害のある人が在宅で生活するためには、障害の特性や程度に応じた支援が必要です。そのため、より一層の在宅福祉サービスの充実、社会参加の促進、就労の機会の拡大等を促進します。

(1) 社会復帰・社会参加の場・社会経済活動の促進

	事業名	事業内容	方向性
1	ソーシャル クラブ支援	回復途上にある精神障害者が、グループ活動を通じて仲間づくりを図るとともに、日常生活や対人関係を改善し、社会的に自立できるよう支援します。	継続
2	小規模作業 所への支援	精神障害者の社会復帰の促進を図るため、通所による作業訓練及び社会適応訓練の場を提供します。	拡充
3	社会適応訓 練事業の推 進	精神障害者が協力事業所に通い、病気のために低下した作業能力や環境適応能力を、作業を通して取り戻し、社会的自立を促進し、社会復帰を図ります。	拡充

(2) 在宅福祉の推進

	事業名	事業内容	方向性
1	居宅介護事 業の推進	精神障害者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要な便宜を供与し、自立に向けて支援します。	拡充
2	短期入所事 業の推進	精神障害者が居宅で介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、生活訓練施設等への短期入所を推進します。	拡充
3	地域生活援 助事業の推 進	精神障害者グループホームでの生活を希望する精神障害者に対し、精神障害者の自立生活を支援します。	継続

主要課題(6) 感染症対策の推進

◆ 現状と課題

生活環境の改善や医学の進歩等により、感染症による死亡は著しく減少しましたが、近年、エイズ等の新興感染症の出現や腸管出血性大腸菌O157の集団発生などが社会問題となっています。

感染症対策としては、感染症法に定める感染症はもとより、新興感染症の発生を想定した健康危機管理体制を強化しておくことが重要な課題です。また、国内外で鳥インフルエンザが継続して発生しており、新型インフルエンザ対策が必要となっています。

エイズについては、平成16年末現在、世界のHIV感染者は4,000万人を超えています。日本においてもHIV感染者の累計数は平成17年3月現在6,734件、エイズ患者の累計数は3,336件となっており、増加の一途をたどっています。特に近年、若年層に感染の増加傾向が認められることを踏まえ、若者への性行動を含めた教育や啓発活動が重要となっています。また、エイズ患者に対する差別、偏見をなくすためにも、正しい知識の普及が求められています。さらに、早期発見・早期治療により、病気の重症化と感染の防止につなげるため、積極的に検査を受けることについての啓発も課題です。

結核については、戦後、大幅に改善されましたが、年間の新登録結核患者数は約3万人、死亡者数は約3,000人となっており、今なお国内最大の感染症であり、予断を許さない状況です。早期発見・早期治療の体制の整備が求められていますが、高齢化による結核の再燃や治療中断者の増加などが問題となっています。

◆ 今後の取り組み

施策1 感染症対策の推進

感染症については、感染症法に基づく対策に加え、川越市感染症対策要綱、川越市保健所健康危機管理マニュアル、川越市SARS対応マニュアルに基づいて対応しています。

今後は、感染症の危機管理に関する対応マニュアルを見直し、新型インフルエンザ発生時の具体的な対応等について、関係機関と連携した計画の整備を図ります。

	事業名	事業内容	方向性
1	感染症予防普及・啓発	医療機関や施設等の職員に対し、感染症の予防のための啓発事業を実施します。 また、広報川越やホームページを活用し、随時、市民に新しい情報を提供します。	拡充
2	感染症予防対策	感染症法に基づき、感染症発生時に調査を実施し、患者に対して適切な医療の提供を行うとともに、接触者の検診等を実施します。	継続
3	感染症対策基盤整備	健康危機管理対応としてSARS（重症急性呼吸器症候群）や新型インフルエンザ等の新興・再興感染症に備え、発生時行動マニュアル等の体制の整備及び防護服、N95マスク等の器材を整備します。	拡充
4	感染症監視	感染症法に基づき、市内医療機関の協力を得て、感染症患者の発生状況を県及び国に報告し、さらに、還元されたデータに基づいて適切な予防措置を講じます。	継続

施策2 エイズ対策の推進

エイズ対策で大切なのは、正しい知識の啓発と、感染を早期に発見し早期に治療につなげることにより、重症化と感染拡大を防止することです。このことから、増加傾向が認められる若年層への普及・啓発を図るため、地域保健と学校保健とが連携し、対象者の実情に合ったきめ細かな予防対策を推進します。

現在、実施している性感染症検査・相談事業については、より市民が検査や相談に来所しやすい体制の整備を図ります。

	事業名	事業内容	方向性
1	エイズを含む性感染症予防普及・啓発	エイズを含む性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を実施し、病気のまん延防止を図ります。	拡充

	事業名	事業内容	方向性
2	エイズを含む性感染症相談・検査	エイズを含む性感染症の相談・検査事業を行い、病気の早期発見・早期治療により、まん延を防止します。 また、相談により不安の解消及び予防意識の普及・啓発を図ります。	拡充

施策3 結核対策の推進

結核対策として、現在、DOTS（直接服薬確認療法）事業により治療中断者の減少及び治療完了率の向上を図っています。今後は、この事業のきめ細かな個別対応を推進し、再発予防を図ります。

また、医療関係者や高齢者介護に携わる職員等に対する講習会等を実施し、高齢者の結核対策及び結核患者の早期発見・早期治療の体制を整備します。

	事業名	事業内容	方向性
1	結核指導	結核患者の発生時に調査を実施し、結核診査協議会を開催し、適正な医療を提供します。 また、患者の管理により再発を防止するとともに、結核のまん延防止を図ります。	継続
2	結核検診	結核患者の接触者及び治療終了後の患者に対して定期的に検診を実施し、結核の予防及び早期発見を図ります。	継続
3	結核予防費補助	私立学校等が行う結核の定期健康診断に補助を行い、受診率の向上を図り、患者の早期発見・早期治療及び感染の防止を図ります。	継続
4	結核対策特別促進	市民や施設、医療機関等に対し、正しい知識の普及を図り、まん延を防止します。 また、DOTS事業により、結核患者の減少を図ります。 さらに、結核定期病状調査を実施し、治療中断者をなくします。	拡充
5	結核医療	結核患者の入院及び通院にかかる医療費の公費負担により、適正な治療の徹底を推進し、結核のまん延防止を図ります。	継続

基本目標2 医療体制の整備・充実

主要課題(1) 医療機能の整備・充実

◆ 現状と課題

少子・高齢化や疾病構造の変化、医療の高度化・専門化、保健・医療・福祉に対する市民のニーズが多様化する中で、より質の高い医療機能の整備・充実が求められています。

そのためには、

- ① 市民が地域で安心して暮らせる医療供給体制を構築するために、病診連携をさらに進め、時代に対応した医療供給体制を整備することが求められています。また、病診連携を効果的に進めるためには、市民に対し医療機関へのかかり方等の啓発や医療情報の提供が必要です。
- ② 市民が身近な所で健康管理を行うとともに、適切な医療サービスを受け、地域で安心して暮らせるためには、かかりつけ医・かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局（薬剤師）の普及・促進が求められています。また、市民の理解を促進し、定着を図るための啓発や医療機関情報の提供等も必要です。
- ③ 保健・医療・福祉に関する市民のニーズが多様化する中で、保健・医療・福祉が連携し、総合的なサービスを提供することが求められています。
- ④ 市民が安心して医療サービスを受けられるよう、医療機関等に対する指導をより一層推進することが求められています。

◆ 今後の取り組み

施策1	病診連携の推進
-----	---------

病院及び診療所の連携をさらに進めていくためには、提供する側と利用する側の両者が協力し、地域で安心して暮らせるための医療供給体制を構築していくことが必要となります。供給する側の課題としては、診療所と病院の役割の明確化、病診連携の仕組みづくり等について取り組む必要があります。利用する市民に対しては、病診連携事業をうまく活用できるよう、かかりつけ医等の普及と併せて、医療体制の仕組みについての啓発が必要です。

	事業名	事業内容	方向性
1	病診連携推進事業への支援	地域医療機関と中核医療機関との間においてネットワーク化を図り、市民の医療ニーズに適応した医療サービス供給体制の充実を図るため、病診連携推進事業に対し支援します。	継続
2	医療機関へのかかり方の啓発	一次・二次・三次医療を市民に理解してもらい、症状に応じた適切な医療機関を選択できるよう、医療機関へのかかり方を啓発します。	拡充
3	市民への情報提供の推進	ホームページや医療マップ等により、本市の医療機関等についての情報を提供します。	継続

施策2 かかりつけ医等の促進

かかりつけ医等を普及していくためには、病診連携を推進するとともに、身近な医療機関として、医療サービスの提供のみならず、健康づくりや介護等についての対応も求められています。また、利用者である市民に対して、情報の提供や医療相談等の整備が必要です。

	事業名	事業内容	方向性
1	かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及・促進	身近な医療機関であるかかりつけ医やかかりつけ歯科医の普及・定着を促進します。	拡充
2	かかりつけ薬局（薬剤師）の普及・促進	より良い薬歴管理や服薬指導を市民が受けられるために、かかりつけ薬局（薬剤師）の普及・定着を促進します。	拡充
3	川越市医療マップの作成	市民が身近な医療機関を受診できるよう、市内の医療機関等の情報を掲載し、転入者や希望者に配布します。	継続
4	医療機関情報の市ホームページ掲載	市ホームページに、医療機関情報を掲載し、最新情報の提供に努めます。	継続
5	医療相談等の充実	患者・家族等の医療に関する相談に応じ、医療サービスの向上を図ります。	拡充

施策3 保健・医療の連携

現在、保健・医療の連携は、各種の健（検）診や予防接種等の事業として行われていますが、今後、例えば、新興感染症（SARS等）や介護等へ対応する新しい時代に即した連携を構築するために、行政と医療機関等、及び保健・医療・福祉サービスの連携を強化することが必要です。

	事業名	事業内容	方向性
1	行政と医療機関等との連携の推進	SARSや新型インフルエンザに対応するため、行政と医療機関等の連携を推進します。	拡充
2	保健・医療・福祉サービスの連携の推進	在宅介護や在宅医療について、保健・医療・福祉サービスの連携の推進を図ります。	拡充

施策4 安全・安心な医療体制の整備

医療過誤・事故を防ぐとともに、新しい時代の医療環境の変化に対応した医療安全管理体制を構築し、市民が安心して医療サービスを受けられるよう、医療機関等への支援を推進します。

	事業名	事業内容	方向性
1	医療機関の医療安全管理体制づくりへの支援	医療過誤・事故を防ぐため、管理者が確保すべき安全管理について、支援を行います。	継続
2	医療機関等への指導体制の整備	市民に適正な医療を提供できるよう、医療機関への指導体制を充実します。	継続

主要課題(2) 救急医療体制の整備

◆ 現状と課題

本市には、初期から第三次救急医療まで、ある程度の医療体制は整備されています。しかし、年々、救急医療の患者数は増加しており、また、市民の救急医療の充実に対する要望も高くなる一方、救急医療について十分理解されているとはいえません。今後は、より充実した救急医療体制を構築するとともに、救急医療についての市民の理解を促進することが求められています。

そのためには、

- ① 増加する患者に対応するために、初期、第二次、第三次救急医療体制の役割を明確にし、医療機関どうしの連携を強化することが必要です。また、狭く老朽化した休日急患・小児夜間診療所の整備が求められています。
- ② 小児の初期救急患者の埼玉医科大学総合医療センターへの集中により、重篤な患者の診療に支障を来たすことが懸念されます。小児救急医療体制の整備とともに、市民への啓発等による対策が求められています。
- ③ 関係機関及び市民の連携を高めるために、救急医療についての連絡会議を、市民、消防局、医師会、行政等が参加し、開催する必要があります。
- ④ 救急患者に対して迅速かつ的確な医療を提供するためには、搬送体制やプレホスピタル・ケア(*)の充実、救急隊と医療機関の連携が重要となっています。
- ⑤ 救急医療体制について、正しい知識と理解を持ってもらうために、市民への啓発を促進することが必要です。
- ⑥ 救命率の向上を図るため、広く市民に応急手当の方法を身につけてもらうことが必要です。

プレホスピタル・ケア(*)・・・患者が医療機関に到着する前の救護体制。

◆ 今後の取り組み

施策1 救急医療体制の整備

増加するニーズや時代に対応した、迅速かつ適切な救急医療サービスを提供するために、初期・第二次・第三次救急医療体制を整備するとともに、関係機関との連携の促進や搬送体制の強化などを推進します。

	事業名	事業内容	方向性
1	休日急患・小児夜間診療事業の推進	休日急患・小児夜間診療所の施設・設備を整備し、事業の推進を図ります。	拡充
2	休日歯科診療所運営事業の推進	休日昼間の初期救急歯科医療体制を確保するため、休日に診療を行う歯科医療機関を確保します。	継続
3	在宅当番医制事業の推進	休日昼間の初期救急医療体制を確保するため、休日に診療を行う医療機関を確保します。	継続
4	病院群輪番制病院運営事業への支援	休日及び夜間における第二次救急医療体制を確保するために、病院群輪番制方式により、医療機関を確保します。	継続
5	救急医療関係機関の連絡会議の充実	救急医療関係会議に市民等の参加を促進し、充実を図ります。	拡充
6	救急搬送体制の強化	救急訓練機材の整備や研修を充実させ、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の養成を推進します。	継続

施策2 市民への啓発の推進

初期救急患者が三次救急医療機関にかかるなど、市民の救急医療に対する理解は十分とはいえません。救急医療について、正しい知識をもち、適切に救急医療を利用してもらうために、救急医療や救急医療体制についての啓発や情報提供を推進します。

また、広く市民に応急手当の方法を普及させるために講習会などを開催し、プレホスピタル・ケアの充実を図ります。

	事業名	事業内容	方向性
1	市民への啓発、情報提供の充実	市民が適切に救急医療を利用してもらうために、ホームページや広報を通して、救急医療について市民に啓発を行うとともに、救急医療機関等についての情報を提供します。	拡充
2	応急手当の普及・啓発	救命率向上のためには、救急車が到着するまでの応急手当が重要な意味を持つため、AED(*)救命講習会を実施するとともに、大規模事業所、公共機関、各種団体等にも講習の開催と参加を呼びかけます。	拡充

AED(*)…Automated external Defibrillator の略で自動体外式除細動器のこと。

主要課題(3) 災害時医療の推進

◆ 現状と課題

平成7年1月には阪神・淡路大震災、平成16年10月には新潟県中越大震災が発生し、多数の死傷者をはじめとした極めて深刻な被害をもたらしました。また、台風や大雨等による風水害も発生しています。災害により、負傷者が発生した場合には、人員・物資の供給等を広域的かつ組織的に展開する必要があります。

本市は、こうした災害に備え「川越市地域防災計画」に基づき、医療体制を整備しています。

また、感染症の発生を予防するための防疫活動体制の整備を図ることとしています。保健所では、食中毒や感染症の発生に備え、健康危機管理マニュアルを作成し対応に努めています。

災害時の広域的な医療に対応する災害拠点病院として、本市には、埼玉県が指定した埼玉医科大学総合医療センターがあります。

国や県では、大規模災害時の医療を確保するために、さまざまな対策を講じています。本市では、災害時の医療体制の整備に努めていますが、さらに、国や県と連携し、災害から市民の生命・身体を守るための対策が必要です。

そのためには、

- ① 災害拠点病院を中心に、市内の病院・診療所や周辺市町村の医療機関との連携を図り、広域的な医療体制を整備することが求められています。
- ② 災害発生時においては、情報の収集や連絡網の確保が必要です。災害対策本部を中心に、市内の医療機関や消防機関等の関係機関はもとより、県や周辺市町村との通信手段の確保と医療情報・連絡体制の整備が求められています。
- ③ 情報収集・連絡、被災者の搬送、医療等を迅速かつ的確に行うためには、医療機関、医療関係団体、消防機関、関係行政機関、住民組織等との連携が必要であり、また、有効に機能するためには、定期的な訓練が求められています。
- ④ 大量の医薬品等を提供するためには、適切な医薬品等の備蓄と共に、搬送体制の整備が求められています。
- ⑤ 災害時において発生が懸念される感染症等の対策として、防疫や保健・衛生体制の整備が求められています。

◆ 今後の取り組み

施策1 災害時医療の推進

災害の発生により医療機関が混乱し、被災地の市民が医療サービスの提供を受ける機会を失った場合は、応急的な医療を確保するとともに、周辺市町村や埼玉県等との連携を図り、災害時医療の推進を図ります。

	事業名	事業内容	方向性
1	初動医療体制の充実	本市は、市医師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、大規模災害時には、直ちに市医師会の医療救護班が対応できる体制の充実を図ります。 また、活動の訓練、医療情報の連絡体制の整備等に努めます。	継続
2	医療機関等との連携	医療機関・消防・行政・民間組織の連携強化を図ります。	継続
3	広域体制の確保	市内における医療機関や関係機関が連携する医療救護体制の整備とともに、患者の重傷度に応じた医療提供等を行うために、周辺市町村や県との連携による広域医療体制を確保します。	継続
4	医薬品等の調達体制の充実	市内医薬品卸売業者との災害用医薬品等備蓄・供給業務に関する協定に基づき、災害時の医薬品等を確保します。	継続
5	災害時の防疫体制の充実	被災地において、衛生条件の悪化により、感染症等がまん延するおそれがあるため、本市の関係部署や保健所などの関係機関が連携し、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施できるよう、防疫体制の充実を図ります。	継続

主要課題(4) 医薬品等の安全確保と提供の推進

◆ 現状と課題

市内医療機関における院外処方せんの発行枚数は、年々増加しており、本市の医薬分業は、ある程度進んでいると考えられます。

また、医薬品等の安全確保のため、本市では、医薬品販売業者等に対する監視指導や健康食品の試買検査を行っています。

さらに、埼玉県等と連携し、献血の普及・啓発に努めるとともに、薬物乱用防止の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動もを行っています。

医薬分業の推進や、医薬品・血液等の安定供給や安全確保の推進、薬物乱用防止等については、次のことが課題となっています。

- ① 医薬分業については市民の認知・理解が進んできましたが、さらに周知が必要です。
- ② 医学・薬学の進歩に伴い、多くの医薬品等が開発・提供されています。医薬品等の安全の確保をさらに推進するとともに、医薬品等についての正しい知識と使い方の啓発が求められています。
- ③ 近年、覚せい剤や大麻などに関する事件が多発しています。薬物の乱用は、特に、青少年に大きな影響を与えることから、関係機関と連携し、防止に向けた取り組みが求められています。
- ④ 急速な高齢化により、血液需要は増大していますが、少子化により献血可能人口の減少が懸念されます。医療に不可欠である安全な血液を安定供給するために、献血の推進が必要です。

◆ 今後の取り組み

施策1 医薬品等の安全確保と提供

医薬品等の安全を確保し、提供するために、医薬分業や医薬品等の適正使用を推進し、医薬品等の監視指導体制を整備します。

また、心身に重大な影響を与える薬物乱用の防止の普及・啓発や、安全な血液を供給するために献血についての普及・啓発を推進します。

	事業名	事業内容	方向性
1	医薬分業の推進	かかりつけ薬局（薬剤師）の普及により、患者主体の医薬分業を推進します。	継続
2	医薬品等の適正使用の推進	薬と健康の週間や薬物乱用防止のための「ダメ。ゼッタイ。」普及月間などにおいて、広報紙への掲載等、各種啓発活動を行います。	継続
3	医薬品等の監視指導体制の整備	国からの「医薬品等一斉監視指導」通知等により、医薬品や医療機器、毒物劇物販売業者等の監視指導を行います。	継続
4	薬物乱用防止の普及・啓発	「6.26ヤング街頭キャンペーン」をはじめとした各種薬物乱用防止の啓発活動や、学校等の薬物乱用防止教育への協力を行います。	継続
5	献血の普及・啓発	献血の必要性についての普及・啓発と、医療機関における血液製剤の適正利用を推進します。	継続

基本目標3 医療資源の充実

主要課題(1) 医療施設の整備

◆ 現状と課題

本市には、一次医療から二次、三次を担う医療機関まで、医療サービス体制はある程度整備されており、良質で適切な医療が提供できるよう、質の向上について推進していく必要があります。

そのためには、

- ① 外来診療としての一次医療機関、入院治療としての二次医療機関及び重篤な患者受け入れとしての三次医療機関の役割分担の明確化及び医療機関どうしの連携の強化
- ② 市民一人ひとりが身近で適切な医療サービスを受けるためのかかりつけ医・かかりつけ歯科医や薬歴管理等のためのかかりつけ薬局（薬剤師）の定着の促進
- ③ 小児初期救急患者の埼玉医科大学総合医療センターへの集中の解消などを図るため、救急医療体制や休日・夜間の診療体制の充実

等が求められています。

また、近年、東南アジアを中心に発症したSARS（重症急性呼吸器症候群）等の新興感染症の発生時への適切な対応も求められています。

川越市医療に関する実態調査の調査項目「川越市における医療について希望すること」では、上位より「休日や夜間の診療体制の充実」、「気軽な相談窓口の設置」、「救急時の市内受け入れ体制の整備」、「診療所や病院の増設」、「往診や訪問看護の充実」の順となっています。休日・夜間や緊急時の医療サービス提供体制等の充実に加えて、相談窓口の充実も求められています。

公的医療機関が担う役割として、一般的には、医療の普及を図ることや高次の医療を提供することとともに、民間の医療機関では困難な医療サービスを提供していくことが考えられています。

本市においては、公的医療機関である市立診療所及び休日急患・小児夜間診療所について、今後、本市の医療状況を踏まえて、施設の老朽化も考慮しながら、施設・設備の整備や機能の充実についての検討が必要です。

◆ 今後の取り組み

施策1 公的医療機関の整備

市立診療所は、国保直診施設として、内科・小児科・整形外科及び歯科の診療と健康診断を行っています。歯科については、障害者（児）の診療も積極的に実施しています。

休日急患・小児夜間診療所では、休日の昼間及び夜間の内科・小児科診療と平日夜間の小児科診療を行っています。

市立診療所が国保直診施設としての役割を終えたとされたことを踏まえ、当面、休日急患・小児夜間診療所と一体化し、（仮）川越市立診療所として診療を行います。

また、今後は、公的医療機関の役割が、民間の医療機関では困難な医療サービスを提供することであることを踏まえ、（仮）市立診療所の機能等について検討し、整備を図ります。

さらに、市立診療所及び休日急患・小児夜間診療所は、施設が老朽化しているため、新たに施設・設備の整備を図ります。

	事業名	事業内容	方向性
1	（仮）市立診療所の機能の整備	施設の機能について検討し、整備を図ります。	—
2	（仮）市立診療所の施設・設備の整備	施設・設備の整備について、次の項目を中心に検討し、推進します。 ○ （仮）市立診療所の今後の施設整備の推進の必要性について	拡充

主要課題(2) 医療を担う人材の育成・確保の促進

◆ 現状と課題

本市の医療従事者の人口10万人対比率をみると、医師、歯科医師等が全国平均を下回っている状況です（表14・32ページ）。また、訪問介護や訪問看護など介護保険制度や在宅医療の普及等に伴ない、保健医療従事者の不足が懸念されます。

少子高齢化や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化や医療の高度化・専門化、市民ニーズの多様化などにより、必要なサービスをきめ細かく、適切に提供できる人材が求められています。

市民が安心して保健医療サービスの提供を受けられるためには、次のことが求められています。

- ① 増大する需要に対応した、保健医療従事者の確保と定着
- ② 疾病構造の変化や医療の高度化・専門化、市民ニーズの多様化等に対応できる保健医療従事者の資質の向上

◆ 今後の取り組み

施策1 医療を担う人材の育成・確保の促進

医療を担う人材の育成・確保のために、関係機関・団体と連携し、医療従業者の確保や研修・実習の受け入れ等の促進を図ります。

	事業名	事業内容	方向性
1	医療従事者の確保対策の促進	市民の医療ニーズに適応した医療サービス供給体制の充実を図るため、准看護師や看護師の養成機関の運営に対し支援します。	継続
2	医療従事者研修への支援	医療従事者研修を実施している医師会等へ支援します。	継続
3	医師の臨床研修受け入れの推進	地域保健の理解を深め、地域における保健と医療の連携を推進するため、臨床研修医・臨床研修歯科医の実習を受け入れます。	継続
4	保健医療関係学生実習の受け入れの推進	保健医療従事者の人材育成及び確保のため、地域医療従事者、養成学校の医学生、看護学生等の実習生を受け入れます。	継続